



事 務 連 絡  
平成28年11月2日

各都道府県教育委員会指導事務主管課  
各指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各国立大学法人担当課 御中  
小中高等学校を設置する学校設置会社を所  
轄する構造改革特別区域法第12条第1項  
の認定を受けた各地方公共団体の担当課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」について

平素より、文部科学行政に御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

平成28年度いじめ防止対策協議会において「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」（以下「議論のとりまとめ」という。）が策定され、本日、初等中等教育局長に提出されました。

今後、文部科学省として、議論のとりまとめで示された「対応の方向性」に従い、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）の改訂を含め、必要な対応を検討してまいります。

つきましては、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県にあっては所轄の私立学校に対し、国立大学法人にあっては附属学校に対し、株式会社立学校を認定した市町村担当部課にあっては認可した学校に対し、別添の議論のとりまとめを送付願います。

また、今後の国の対応と並行して、今般示された「対応の方向性」を参考として、管下の学校におけるいじめの防止等の対策について、必要に応じた改善を進めていただくようお願いいたします。

（本件連絡先）文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

生徒指導企画係 山本、疋田、北川

いじめ対策支援第一係・第二係 伊澤、外山

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2-2

電話 03-6734-3298（直通）

03-5253-4111（内線2583）

FAX 03-6734-3735

E-mail s-sidou@mext.go.jp